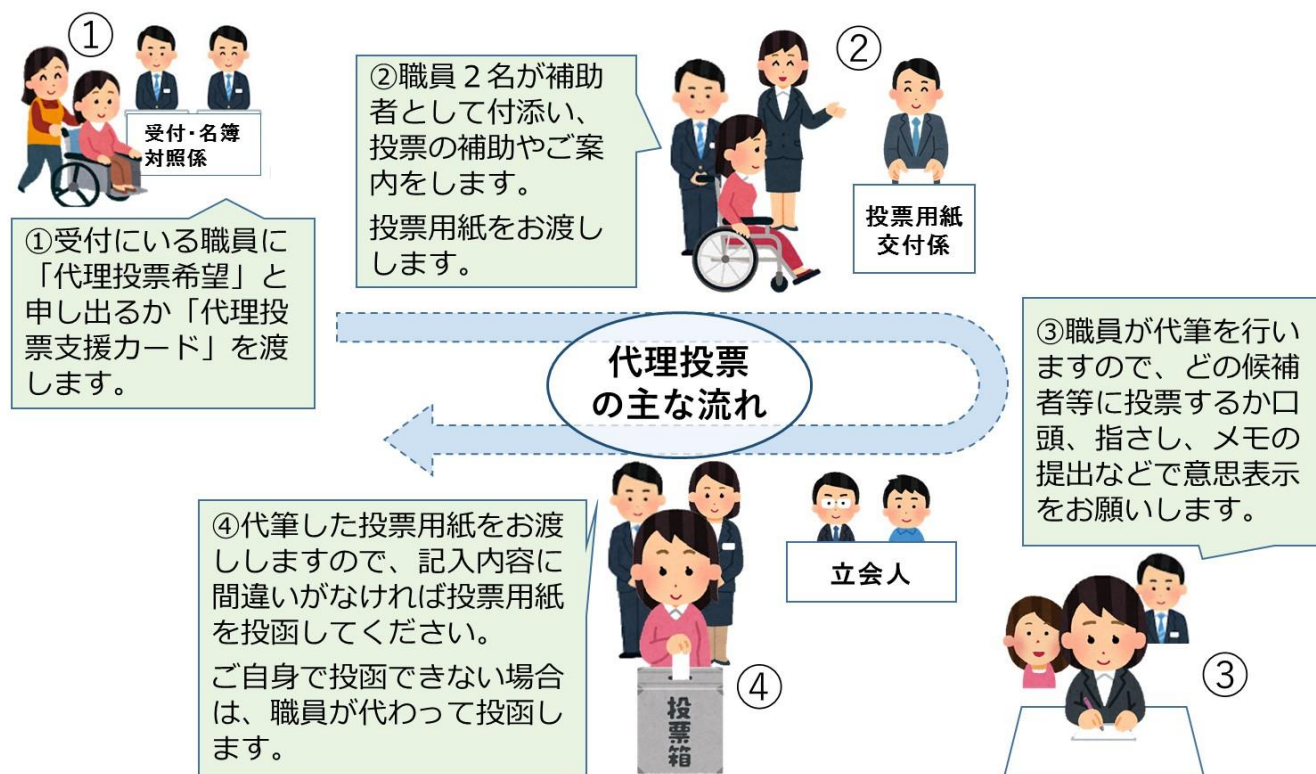


障害のある方などが選挙で投票するときは 投票支援（代理投票）制度があります

障害や病気、けがなどで、ご自分で投票用紙に記入することが難しい場合に、投票所にいる職員が、投票する方の意思を確認し、投票用紙に候補者氏名等を記入（代筆）します。

代理投票をご希望の方は、投票所にいる職員にお申し出ください。



投票される方へ…

代理投票の際には、どの候補者、どの政党等に投票をしたいか、補助をする職員に意思表示することが必要です。どのような方法であれば候補者氏名等を指示できるか、職員がお手伝いする際にどのようなことに配慮してほしいかなどを職員にお伝えください。

意思表示の仕方は、投票する方の状況によって様々なものが考えられます。ご自分の意思確認の方法を記入した **「代理投票支援カード」（このチラシの裏面に記載）を職員にお渡しいただくとお手続きがスムーズです。** ※カードの提出は必須ではありません。

ご家族・付添いの方へ…

投票所に入場できるのは、原則、投票をする方のみですが、ご家族や介護者による介助などが必要であり、やむを得ない事情があると投票管理者が認めた場合には、特例としてご家族・付添いの方も投票所に入場できます。

ただし、ご家族・付添いの方が投票用紙に代筆したり、投票する候補者や政党等を指示・誘導するなど、投票の干渉とみなされる行為はできませんのでご注意ください。

問い合わせ先：玉野市選挙管理委員会事務局

電話：0863-32-5568 FAX：0863-32-5529

代理投票の際には、このカードを投票所の職員にお見せいただくとスムーズです

だ い り と う ひ ょ う し え ん

代理投票支援カード

【 あてはまるものにチェック☑をしてください 】

あなたがしてほしいことを教えてください

☐ 声をかけてゆっくり誘導してほしい

☐ 手をつないで案内してほしい

☐ その他 ()

だ い り と う ひ ょ う

代理投票するときにどのような方法で意思確認しますか

☐ 投票したい候補者の氏名等を職員に口頭で伝える

☐ 記載台に貼ってある候補者等の一覧表から投票したい候補者の氏名等を指さす

☐ 記載台に貼ってある候補者の氏名等を職員が順に指でさすか、読み上げるので、投票したい候補者の氏名等のところで返事やうなずき、まばたきなどで応じる（※1）

☐ 持参したメモなどを記載台で職員に見せて、投票したい候補者等を伝える（※2）

☐ その他 ()

※1…他の人に聞こえるような大きな声で読み上げることはできません。また、参議院議員選挙（比例代表）など候補者の多い選挙については、すべてを読み上げるのに時間がかかる場合があります。あらかじめメモなどを持参されることをおすすめします。

※2…メモなどは投票される方が直接職員にお渡しください。投票の干渉とみなされる場合があるので、ご家族や付添いの方からはお受け取りできません。

身体障害のある方や介護認定を受けている方は 郵便投票制度が使える場合があります

郵便投票とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方のうち一定の要件を満たす方、介護保険の「要介護5」の認定を受けている方が自宅等で投票用紙を記入し、郵便により投票ができる制度です。

要件などの詳細は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

